

○経済産業省告示（案）

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五条第一項の規定に基づき、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準の一部を改正する告示

工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成二十一年経済産業省告示第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後				改正前			
別表第5 ベンチマーク指標及び中長期的に目指すべき水準				別表第5 ベンチマーク指標及び中長期的に目指すべき水準			
区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準	区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
1 A～ 6 A	[略]	[略]	[略]	1 A～ 6 A	[略]	[略]	[略]
6 B	ソーダ工業	①と②の合計量 ① 電解工程におけるエネルギー使用量を電解槽払出カセイソーダ重量にて除した値 ② 濃縮工程における蒸気使用熱量を液体カセイソーダ重量にて除した値	<u>3.00GJ/t以下</u>	6 B	ソーダ工業	①と②の合計量 ① 電解工程におけるエネルギー使用量を電解槽払出カセイソーダ重量にて除した値 ② 濃縮工程における蒸気使用熱量を液体カセイソーダ重量にて除した値	<u>3.22GJ/t以下</u>

7～14	[略]	[略]	[略]	7～14	[略]	[略]	[略]
15	<p>国家公務（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類9711、9721又は9731に定める国家公務に該当し、かつ官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第81号）第2条第2項に規定する庁舎（研究、試験又は資料を収集、保管若しくは展示して一般公衆の利用に供する部分及び文化財・史跡に該当する部分を除く。）で行う事業）</p>	<p>当該事業を行っている事業所における当該事業のエネルギー使用量（単位 キロリットル）を①から③の合計量（単位 キロリットル）にて除した値</p> <p>① <u>電算室部分の面積（単位 平方メートル）に0.2744を乗じ、96.743を加えた値</u></p> <p>② <u>電算室部分以外の面積（単位 平方メートル）に0.023を乗じた値</u></p> <p>③ <u>職員数（単位 人）に0.191を乗じた値</u></p>	0.700以下	15	<p>国家公務（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類9711、9721又は9731に定める国家公務に該当し、かつ官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第81号）第2条第2項に規定する庁舎（研究、試験又は資料を収集、保管若しくは展示して一般公衆の利用に供する部分及び文化財・史跡に該当する部分を除く。）で行う事業）</p>	<p>当該事業を行っている事業所における当該事業のエネルギー使用量（単位 キロリットル）を①と②の合計量（単位 キロリットル）にて除した値</p> <p>① <u>面積（単位 平方メートル）に0.023を乗じた値</u></p> <p>② <u>職員数（単位 人）に0.191を乗じた値</u></p>	0.700以下
<u>16</u>	<u>データセンター業（データの処理を目的とした、デー</u>	<u>当該事業を行っている事業所（データセンター総施設）のエ</u>	<u>1.4以下</u>	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]

	<u>タセンター（コンピュータやデータ通信のための装置を設置及び運用することに特化した建物又は室）を運営又は利用し、情報処理に係る設備又は機能の一部を提供する事業）</u>	<u>エネルギー使用量（単位 kWh）をIT機器のエネルギー使用量（単位 kWh）にて除した値を、事業所ごとの当該事業のエネルギー使用量により加重平均した値</u>					
<u>17</u>	<u>圧縮ガス・液化ガス製造業（深冷分離方法により圧縮又は液化した酸素、窒素及びアルゴンを製造する事業）</u>	<u>深冷分離方法により圧縮ガス・液化ガスを製造する過程におけるエネルギー使用量を圧縮ガス・液化ガスの生産量（以下この表において「生産量」という。）にて除した値に、生産量に1.481（単位 MJ/Nm<sup>3</sup>）を乗じた値を品種に係る固定値（ε）に品種に係る生産量等を乗じた値で除した値を乗じた値</u>	<u>当該事業における全事業所においてLNG冷熱を利用している場合：</u> <u>0.077k1/千Nm<sup>3</sup></u>  <u>当該事業における一部の事業所においてLNG冷熱を利用してLNG冷熱を利用している場合又は全事業所においてLNG冷熱を利用していない場合：</u> <u>0.157k1/千Nm<sup>3</sup></u>	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]

(備考)

1-1~7 [略]

8 圧縮ガス・液化ガス製造業（17）のベンチマーク指標の固定値（ε

(備考)

1-1~7 [略]

[新設]

）は、次の（１）から（１５）までに掲げる製品等に応じて、（１）から（１５）までに定める数値を用いること。ただし、（１）の固定値に乘じる原料空気換算量については、次の算定式により求めること。また、ガス窒素は低純度ガス窒素を含む。

$\max(\text{窒素の生産量}/0.78084, \text{酸素の生産量}/0.20946, \text{アルゴンの生産量}/0.00934)$

（１）原料空気 0.236（単位 MJ/Nm<sup>3</sup>）

（２）ガス酸素、ガス窒素、ガスアルゴン、ドライエアー 次の①から⑪の圧力区分に応じて、①から⑪に定める数値

①圧力区分：0以上0.5MPaG未満 0.146（単位 MJ/Nm<sup>3</sup>）

②圧力区分：0.5MPaG以上1.0MPaG未満 0.260（単位 MJ/Nm<sup>3</sup>）

③圧力区分：1.0MPaG以上1.5MPaG未満 0.323（単位 MJ/Nm<sup>3</sup>）

④圧力区分：1.5MPaG以上2.0MPaG未満 0.367（単位 MJ/Nm<sup>3</sup>）

⑤圧力区分：2.0MPaG以上2.5MPaG未満 0.402（単位 MJ/Nm<sup>3</sup>）

⑥圧力区分：2.5MPaG以上3.0MPaG未満 0.431（単位 MJ/Nm<sup>3</sup>）

⑦圧力区分：3.0MPaG以上3.5MPaG未満 0.455（単位 MJ/Nm<sup>3</sup>）

⑧圧力区分：3.5MPaG以上4.0MPaG未満 0.476（単位 MJ/Nm<sup>3</sup>）

⑨圧力区分：4.0MPaG以上4.5MPaG未満 0.495（単位 MJ/Nm<sup>3</sup>）

⑩圧力区分：4.5MPaG以上5.0MPaG未満 0.512（単位 MJ/Nm<sup>3</sup>）

⑪圧力区分：5.0MPaG以上 0.520（単位 MJ/Nm<sup>3</sup>）

（３）液化酸素 1.500（単位 MJ/Nm<sup>3</sup>）

（４）液化窒素 1.586（単位 MJ/Nm<sup>3</sup>）

（５）液化アルゴン 1.493（単位 MJ/Nm<sup>3</sup>）

備考 表中の [ ] の記載は注記による。

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。